

令和8年4月1日から

妊婦向けのRSウイルスワクチンが 定期接種(公費負担)になりました



☎健康推進課 ☎0422-24-8050

RSウイルスは呼吸器症状を引き起こすウイルスで、2歳までにほぼ全ての乳幼児が一度は感染するとされています。特に生後6カ月未満は重症化リスクが高いことから、生まれてくるお子さんの下気道疾患の予防のため、妊婦の方を対象に同ワクチン(母子免疫ワクチン)が定期接種(法定接種)になりました。

📍接種日時点で妊娠28週～37週未満の方(過去の妊娠時に同ワクチンを接種した方も対象)

※接種後14日以内に出生した乳児への有効性は確立されていません。接種時期は医師にご相談ください。

📍市内と近隣市区(調布・武蔵野・小金井市・杉並・世田谷区)の協力医療機関

※上記以外で接種する場合は、事前に同課への申請が必要です。

※妊婦健診を受けている医療機関以外で接種する場合は、接種時期などを事前に医師へ確認してください。

📄予診票(接種対象期間までに市から送付)、母子健康手帳



お子さんの任意接種の費用を助成します



☎健康推進課 ☎0422-24-8050

下表の任意接種について、接種費用を助成しています。なお、小児のインフルエンザ予防接種費用の助成は秋ごろの実施を予定しています。



種類	対象者	自己負担額	接種回数
①おたふくかぜ	1歳のお子さん(り患した方を除く)	3,000円(※)	1回
②法定外MR(麻しん・風しん)	2～18歳で2回の定期接種を完了していない方(第2期の定期接種対象者は除く)	—	接種していない回数(最大2回)
③HPV感染症(男性)	小学6年～高校1年生相当の男性	1回あたりの助成額 4価：17,000円 9価：30,000円 を差し引いた額	最大3回

※生活保護・中国残留邦人等支援給付受給世帯の方は無料(事前に証明書の発行が必要です)。

📍市内協力医療機関(市HP参照) 📄①各医療機関、②③申し込みフォーム(QRコード) または同課 ☎0422-24-8050へ

父母の離婚後の 子の養育に関する ルールが改正されました



父母が離婚後も子どもの利益を確保することを目的に、民法の一部が改正されました。

改正の主なポイント

- 親権や婚姻関係の有無に関わらず、父母が子どもを養育する責務を負うことを明確に
- 離婚後、父母双方を親権者とする共同親権か、父母の一方を親権者とする単独親権かを定めることに
- 法定養育費の新設と支払い確保に向けた見直し
- 子どもの安全・安心な親子交流を実現するためのルールの見直し

相談はこちらへ

◆ひとり親の方・離婚などでひとり親になる見込みの方

子育て支援課 ☎0422-45-1151 (内線2754・2755)

◆離婚届の届け出や記載方法について
市民課 ☎0422-29-9192

公務員の方へ

「物価高対応子育て応援手当」の 申請期限を延長しました



4月30日(木)まで

☎子育て支援課 ☎0422-29-9675

0歳～高校3年生相当までの児童1人につき2万円(1回限り)を支給する同手当について、公務員の方は必ず申請が必要です。

📍勤務先から令和7年9月分(9月生まれの児童は10月分)の児童手当を受給し、7年9月30日時点で市に住民登録がある、または7年10月1日～8年3月31日に出生した児童について、児童手当認定時に市に住民登録がある公務員の方(認定後に市から転出した方を含む)

📄4月30日(必着)までに勤務先から配布される申請書を同課窓口(市役所4階43番窓口)・☎〒181-8555子育て支援課へ

妊娠中～産後をサポート!

「ゆりかご面接」「ゆりかごプラス」をご利用ください ☎子ども家庭課 ☎0422-46-3254



妊婦さんを応援! 「ゆりかご面接」

地域で安心して出産・子育てができるように、助産師・保健師などの専門職が面接を行います。初回の面接を受けた方に、こども商品券1万円分をお渡しし、「ゆりかごギフト」(妊婦のための支援給付金5万円)の申請方法をご案内します。

◆2回目以降の「ゆりかご面接」のご案内

妊娠中は心配ごとや知りたい情報も変化していきます。出産前に気になっていることなどをご相談ください。2回目のゆりかご面接を受けた方に「すこやかギフト」(妊婦のための支援給付金胎児一人当たり5万円)の申請方法をご案内します。

📍三鷹市に住民票がある妊婦の方 📍総合保健センター(元気創造プラザ2階) 📄母子健康手帳、子育てガイド、資料を持ち帰る袋 📄面接希望日の前日までに市HPへ

産後ケア「ゆりかごプラス」

お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や育児相談、授乳・沐浴指導、休息などのサポートが受けられます。施設での実施のほか、アウトリーチ(訪問)型のサービスもあります。

施設や種類によって赤ちゃんの対象月齢、料金などが異なります。また、世帯の課税状況に応じて、利用料の減免があります。

※外出のための預かりはできません。

※利用には、保健師・助産師などによる事前面接が必要です。



📍市内の1歳の誕生日を迎えるまでのお子さんと母親(医療行為が必要な方や市外に転居された方は利用できません)

📄妊娠8カ月以降に市HPへ

◆里帰り先での産後ケア

申請期間

出産日から1年3カ月以内

📄同課 ☎0422-46-3254へ電話連絡のうえ、総合保健センター窓口(元気創造プラザ2階)へ